

福祉金庫貸付事業

洞爺湖町社会福祉協議会では、洞爺湖町に住所を有する低所得世帯に対し、応急援護に必要な資金の貸付を行っています。

1. 貸付の対象

洞爺湖町に6ヶ月以上居住し、低所得の為不測の出費等により生活を脅かされ、他の資金借入を受けことが困難な世帯が対象です。

※他の資金とは、銀行などを差し、高利の貸金融は含みません。

2. 貸付限度額

1世帯あたり50,000円

3. 借入申込み

借入

所定の「借入申込書」により、居住地担当の民生委員と面談及びその結果の意見を記入してもらい提出していただきます。

なお、借受人は、借り受けた資金を完納しなければ再び借入申込みすることが出来ません。

保証人

貸付を受けようとする場合、保証人1名を立てていただきます。保証人は、洞爺湖町に1年以上居住されている方で、引き続き居住し、一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる方となります。

また、保証人は印鑑証明書の添付と、「借入申込書」への捺印には印鑑証明書の印鑑を捺印していただきます。保証人は連帯借受人となり、債務負担が生じます。

4. 返済

貸付金の返済は、「借入申込書」へ記入する返済計画に基づき行っていただきます。返済方法は「一括返済」、「分割返済」のいずれかとなります。

5. 届出

借受人は、次に該当する場合、会長に届け出ていただく義務が生じます。

- ①氏名、住所が変わったとき。(借受人、保証人)
- ②職業、勤務先が変わったとき、重要な異動があったとき(借受人、保証人)
- ③非常災害を受けたとき(借受人、保証人)
- ④財産等の仮差押、仮処分、強制執行、破産又は競売の申し立てを受けたとき(借受人、保証人)
- ⑤死亡したとき(借受人、保証人)